

はじめに

高根沢町には、里山、小川、田園などといった豊かな自然や、点在する農村集落、眺望点、整然としたまちなみ、美しい建築物など、すばらしい景観が多数あります。こうした資産は、先人の不断の努力により、形成及び保全されてきました。

しかし、このまま良好な景観が守られるとは限りません。自然環境の悪化、周囲と調和しない色彩でデザインされた建築物等により、良好な景観は損なわれる可能性があるのです。良好な景観は、一度損なわれると、再生に長い年月を必要とします。

こうしたことを考えれば、今から町民と協働で、町の財産である「景観」の形成及び保全に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

平成16年12月に景観法が施行されたことを受けて、高根沢町では、平成20年3月に景観行政団体になりました。景観行政団体とは、景観づくりの担い手となって良好な景観の形成を行う都道府県や市町村のことです。景観行政団体になったことで、より具体的な景観形成に関する誘導及び規制を図ることが可能になりました。

高根沢町では、町民、事業者、行政が、良好な景観形成に関する方針及び行為の制限、良好な景観まちづくりの推進などについて、いっしょに考えを共有し、『手間、暇 かけて』取り組んでいくこととし、現世代のみならず、後代の町民が良好な景観を伝え守り、形づくる方針として「高根沢町景観計画」を策定しました。

